

天然ガス自動車の ガス容器の有効期限について

車検時にガス容器の有効期限を確認してください！

天然ガス自動車は、車検時にガス容器の有効期限を確認することが、
保安基準で義務付けられています。

天然ガス自動車は、クリーンエネルギー自動車として普及が図られ、日本全国で約 25,000 台が走行するまで普及してきました。

さらなる普及が見込まれる天然ガス自動車のガス容器の有効期限の確認方法について解説します。

天然ガス自動車車検時に保安基準に適合するには、ガス容器の有効期限が車検実施日以降でなければなりません。 **ガス容器の有効期限 > 車検実施日**

確認方法は、「自動車検査独立行政法人審査事務規程」の第5章5-24-1-1に示されており、**充てん口**に貼付された「**車載容器総括証票（様式第3）**」または「**容器再検査合格証票（様式第4）**」の検査有効期限により確認します。

万一、ガス容器の有効期限切れの車両を発見した場合は、**車両ユーザーへガス容器の再検査を実施するよう**お願いしてください。また、ガス容器の再検査を実施しなければ、車検は通りません。

ガス容器の再検査ができるのは、各都道府県に登録された容器検査所のみで、全国で約 500 箇所（日本ガス協会調べ）の自動車整備工場や自動車ディーラーなどがあります。

登録された容器検査所は、[東京ガス\(株\)ホームページ](#)等で確認することができます。

【確認方法】

車検実施日以降か確認！

【様式第3の確認箇所】

車載容器総括証票	
搭載容器本数	2本
充填可能期限	平成29年6月4日
検査有効期限	平成18年6月4日
最高充填圧力	20MPa
車体番号	EE100-123456

【様式第4の確認箇所】

容器再検査合格証票		検査実施者の 名称の符号
再検査有効期限	平成19年12月9日	東-1234
再検査日	平成17年11月10日	

- ・様式第3のみが貼付されている車両：様式第3で確認します。
- ・様式第3と様式第4が貼付されている車両：様式第4で確認します。

充てん口で確認！



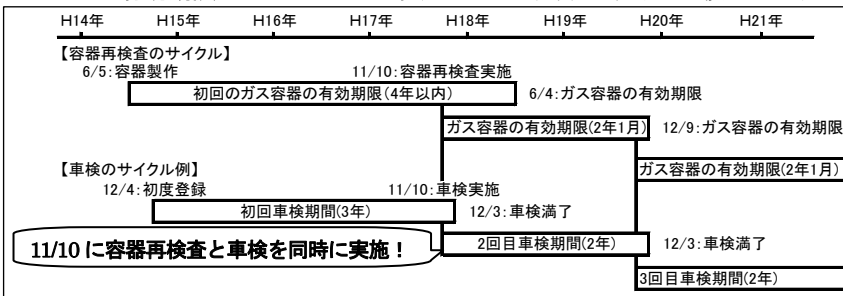
(充てん口付近と様式)

【参考：ガス容器の再検査と車検の関係】

ガス容器の再検査は、容器製作（車両の初度登録以前の日）後、

初回は4年以内、2回目以降は前回のガス容器の再検査実施後2年1ヶ月以内毎に実施する必要があります。

(例：3年目の車検時(軽自動車は2年目の車検時)にガス容器の再検査を実施すれば、2年後の車検までガス容器の有効期限が切れることはありません。以降2年毎の車検時に容器再検査を実施しても同様です)



【問い合わせ先】

〒105-0001
 東京都港区虎ノ門1-15-12
 TEL : 03-3502-0215
 FAX : 03-3502-3676
 (社)日本ガス協会
 天然ガス自動車PJ部